



In brief

A look at current financial reporting issues

2022年5月4日
No. 2022-08

欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)に関する公開草案の公表とコメント募集

要点

欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は、コメント募集のため欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の公開草案を公表しました。

- EFRAG が 13 の ESRS 草案を公表しました。
- 公開草案は、サステナビリティに関するあらゆる事項(環境、社会、ガバナンス)を取り扱っており、サステナビリティ報告指令(CSRD)に基づく将来のサステナビリティ報告の全体的な枠組みを規定しています。
- ESRS 草案の内容は、欧州委員会(EC)、欧州議会、および欧州理事会の間で現在行われているCSR Dに関する三者交渉の結果によっては、引き続き変更の可能性がります。
- コメント期間は 100 日間であり、2022 年 8 月 8 日が期日となります。利害関係者は、詳細な質問事項への回答が推奨されます。ESRS 草案は、2022 年度第 4 四半期までに欧州委員会に提出され、2024 年度の報告書に基づき、2025 年に適用とすることが見込まれます。
- 詳細は、以下をご一読ください。

論点

CSR Dに関する欧州委員会の提案は、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の適用を見据えたものです。欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は、適切なデュー・プロセス、公開監視と透明性、関連する利害関係者の専門知識によるESRS草案の策定が義務付けられています。

EFRAGは、2022年4月29日、公開協議のために13のESRS草案を公表しました(ESRS草案は[こちら](#)を参照)。

セクターにとられない基準				セクター別基準 (公表予定)
横断的な基準	環境	社会	ガバナンス	
ESRS 1 全般的原則	ESRS E1 気候変動	ESRS S1 自社の従業員	ESRS G1 ガバナンス、リスク管理、 および内部統制	中小企業別基準 (公表予定)
ESRS 2 全般的、戦略、ガバナンスおよびマテリアリティ評価に関する開示要求	ESRS E2 汚染	ESRS S2 バリューチェーンにおける従業員	ESRS G2 事業活動の実践	
	ESRS E3 水と海洋資源	ESRS S3 影響を受けるコミュニティ		
	ESRS E4 生物多様性とエコシステム	ESRS S4 消費者および最終顧客		
	ESRS E5 資源の使用とサーキュラー・エコノミー(循環型経済)			

過去に公表されたESRSのワーキング・ペーパー ([In brief INT2022-02](#)「欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が欧州サステナビリティ報告基準に関するワーキング・ペーパーの第1群を公表」(和訳は[こちら](#))を参照)と比較して、横断的な基準、および社会とガバナンスの基準の構成が修正され、報告に係る概念と要求事項が精緻化されています。

影響

新たなCSRDおよびESRSによる要求事項により、サステナビリティ報告は財務報告と同等になることが見込まれます。報告される情報は、目的適合性、比較可能性および信頼性があり、将来予測的、遡及的、定性的、定量的な情報が含まれます。この開示要求の提案により、企業のサステナビリティ関連の影響、リスクと機会に関する価値ある知見を多くの利害関係者に提供することが期待されます。ただし、報告書の作成企業にとっては、適切なデータを入手し、適切なデータソースや関連プロセスを特定することは、非常に困難なものとなる可能性があります。

横断的な基準

横断的な基準(ESRS 1および2)は、サステナビリティ事項と、企業の戦略およびビジネスモデル、ガバナンスおよび組織、ならびにマテリアリティ評価との関係について、非常に重要な事項に関する開示を取り扱っています。企業は、ダブルマテリアリティの概念に従い、重要性があるサステナビリティ関連の影響(「企業から外部環境への視点」)およびリスクと機会(「外部環境から企業への視点」)を特定しなければなりません。

トピック別の基準—環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)

トピック別の基準は、サステナビリティに関する特定のトピック、または環境、社会、ガバナンスの分野のサブトピックを取り扱っています。当該基準は、企業がどのセクターに属しているかに関わらず、すべての企業にとって重要性があると考えられる、サステナビリティの影響、リスクと機会に関連する開示要求を定めています。当該開示要求は、横断的な基準における規定を補完し、また以下の報告すべき情報を取り扱っています。

- サステナビリティに関する特定のトピックまたはサブトピックに関して企業が採用した方針、目標、行動および行動計画、リソース
- サステナビリティに関する各トピックまたは各サブトピックに対応する実績測定指標

上記の目標および実績測定指標は、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)および国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の「目標および指標」の柱に対応しています。

ESRSはセクター別基準の策定を予定していますが、それらはまだ公開協議には含まれていません。

適用日

ESRSは、CSRDの範囲に含まれるすべての企業に適用されます。欧州委員会の提案によれば、CSRDの規定は2023年1月1日以後に開始する事業年度に適用されます。ただし、欧州委員会、欧州議会、および欧州理事会の間で現在行われているCSRDに関する三者交渉では、1年あるいは2年の延期が広く支持されています。したがって、ESRSは、2024年1月1日以後に開始する事業年度に適用開始される可能性が高いといえます。

報告書の記載場所、監査の必要性

サステナビリティに関する報告書は、経営者報告書における個別部分として記載される予定です。当初は限定的な保証の提供が義務付けられますが、数年後には合理的な保証への移行が予定されています。

次のステップ

公開協議は、公開草案の公表から開始し2022年8月8日に終了します。公開草案に関する以下の3つの主要事項について、フィードバックを求めるオンラインによる協議を通じてコメントを提出することが可能です。

- 提案されている構成、CSRD原則の適用、各公開草案の内容に関連する事項
- ESRSの適用において優先順位で考えられる選択肢
- 各公開草案で義務付けられている開示要求の適切性

一般的な意見はコメントレター形式での送付が可能です。さらに、公開協議の期間中はさまざまなアウトリーチ活動が計画されています。

企業は、これらの基準を適用し、サステナビリティ報告の作成準備を行う必要があるため、時間をかけて公開草案を読み、理解することが重要です。

さらに、ESRSの内容はCSRDに関する三者交渉の結果によって変更される可能性があります。この交渉は、フランスがEU理事会の議長国である2022年6月中に結論を出す必要があります。

その他のイニシアチブ

- ISSBは、[全般的なサステナビリティ関連開示要求](#)および[気候関連開示要求](#)に関する2つの公開草案を公表しました。これらの公開協議は、2022年7月29日に終了します。
- 米国証券取引委員会（SEC）は、[気候関連開示規則案](#)を公表しました。公開協議は2022年5月20日まで行われます。

詳細情報

サステナビリティ報告に関する最新の要求事項については、以下で詳細な情報が入手可能です。

- PwCの[EUニュースレター「サステナビリティ報告」](#)
- [Global PwCサステナビリティ報告ニュースレター](#)のSECおよびISSBの最新動向に関する情報
- ISSBの公開草案およびEFRAGのワーキング・ペーパーに関するPwC In brief ([In brief INT2022-07](#)「国際サステナビリティ基準審議会がコメント募集のために公開草案を公表」(和訳は[こちら](#))、[In brief INT 2022-02](#)「欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が欧州サステナビリティ報告基準に関するワーキング・ペーパーの第1群を公表」(和訳は[こちら](#)))

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.